

千歳市

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度とは？

- 保護者が就労していなくても、保育所などにお子さんを預けることができる制度です。
- 専門的な知識を持つ保育士との関わりによって、自分の子育てを客観的に捉えられたり、孤立感の解消につながります。
- お子さんを預けた保育所などの保育士に子育てに関する相談をすることもできます。

どんなことができるの？

- お子さんは、同世代のお子さんとのかわりを経験でき、成長発達に刺激をもらうことができます。
- 保育士のお子さんへの接し方を見たり、保育士から園での生活の様子を聞くことで、こどもの成長過程と発達の現状を客観的に捉えることができます。
- 保護者は、お子さんの発達や食事に不安があれば預けた保育所などの保育士に相談ができます。

どんな人が利用できるの？

- 次の2点をすべて満たすお子さん
- 生後6か月から満2歳である（3歳の誕生日の前々日まで）
 - 保育所や認定こども園などの施設に在籍していない

どれくらい利用できるの？

お子さん1人につき
月10時間 まで

利用料金は？

お子さん1人につき
1時間300円程度

※世帯の所得状況により、利用料が減免となる場合があります。

※その他各施設が別に定める実費がかかる場合があります。

「一時預かり事業」との違いは？

- 一時預かり事業
保護者の就労・通院等の理由があるときにこどもを**一時的に「預ける」**事業
- こども誰でも通園制度
保護者が利用する理由を問わずに、こどもに成長発達の機会を与えるため保育所などに**定期的に「通園させる」**制度

【お問い合わせ先】

千歳市こども福祉部こども政策課
こども政策係・保育係

☎ 0123-24-0341

☎ 0123-24-0340



利用の流れ



①利用申請を行います。

※下記2次元コードを読み取り、申請を行ってください。

検索エンジンで「こども誰でも通園制度総合支援システム」と入力しても該当ページを検索できます。

②利用者アカウントを作成します。

※利用に関する手続きは、原則システム上で行います。申請内容を市で確認した後、申請書に記載のメールアドレスに「アカウント発行のお知らせ」メールが届きます。

③システムにログインし、利用者（保護者）・お子さま情報を登録します。

④初回面談

※システムから、初回面談の予約を行ってください。

⑤利用開始

※システムから、利用希望日・時間の予約を行ってください。

⑥利用終了後、利用料を施設が指定する方法で支払います。

※システムの操作方法是、市HPにあるマニュアルを参照してください。



利用申請フォームは
こちら



市HPはこちら



実施施設一覧



(令和8年4月時点)

認定こども園向陽台

若草5丁目2-2

☎ 0123-28-3300

認定こども園北陽幼稚園 ・第2北陽保育園

北陽8丁目2-8

☎ 0123-49-3100

認定こども園千歳春日保育園

春日町2丁目1-9

☎ 0123-27-5535

こだま保育園

花園5丁目7-13

☎ 0123-26-3455

北斗認定こども園

新富1丁目1-41

☎ 0123-22-5983

アリス認定こども園

勇舞1丁目1-1

☎ 0123-24-7000

あんじゅ認定こども園

春日町5丁目1-10

☎ 0123-23-8015